平成２４年（フ）第６９２号
神奈川県愛甲郡愛川町半原2653番地２
破産者　有限会社ケーツーテック
１　決定年月日　平成25年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３号
長野市大字南長池599番地３
破産者　弥栄建設株式会社
１　決定年月日　平成25年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
長野県木曽郡上松町駅前通り２丁目９番地
破産者　株式会社主婦の店スーパーマーケットエマ
１　決定年月日　平成25年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３０１号
岐阜市則武2567番地17
破産者　渡部石油岐東給油所こと　渡部　　守
１　決定年月日　平成25年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２５９号
静岡県藤枝市横内2287番地
破産者　有限会社明神水産加工
１　決定年月日　平成25年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５３２号
愛知県岡崎市上里１丁目６番地26
破産者　株式会社ＪＰＭ
１　決定年月日　平成25年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
徳島県板野郡松茂町中喜来字前原西四番越４番地１
破産者　有限会社オートセンタームゲン
１　決定年月日　平成25年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２１号
愛媛県四国中央市村松町767番地
破産者　株式会社伊予インターネット
１　決定年月日　平成25年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１３８号
愛媛県新居浜市黒島１丁目４番70号
破産者　生人陸運株式会社
１　決定年月日　平成25年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第８３２号
さいたま市北区植竹町２丁目69番地　植竹団地13―507
破産者　小林　令子
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４０号
さいたま市岩槻区並木１丁目26番１号　グランハイム岡田Ｂ―101
破産者　原田　　明
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６７号
埼玉県上尾市浅間台３丁目14番地12
破産者　佐瀬　末八
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７０号
埼玉県上尾市原市231―３　レオパレス花咲の丘Ⅱ―111号、住民票上の住所札幌市東区東苗穂14条２丁目21番３号　クリスタルハイツ102号
破産者　小林　正明
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
茨城県水戸市谷田町883番地の114
破産者　海老澤正夫
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１７８４号
名古屋市瑞穂区下山町１丁目21番地の18
破産者　石橋　英二
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３５号
奈良県大和郡山市筒井町911番地１　５号
破産者　臼井　　薫（旧姓西端）
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３０４号
奈良市神功３丁目８番地の２
破産者　永田　由美
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４１１号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵549番地
破産者　馬口　律子（旧姓稲葉）
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２０６号
長崎県長崎市上銭座町13番５号　ニシセンマンション１階
破産者　森　　俊雄
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９９６号
札幌市中央区南５条西27丁目１番20―501号
破産者　境　　勸
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部